

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 9 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月15日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 16万8,916円
- 2 損害賠償の相手方 西条市喜多川796番地1  
愛媛県  
東予地方局長 山本 泰士

3 事故の概要

令和4年7月28日午前7時10分頃、主要地方道新居浜別子山線（別子山乙555番78地先路上）において、北進中の公用車が対向車と行き違った後、相手方のガードレールに接触し、損傷させた。